



島根県報

平成28年7月29日（金）

第2,822号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商工政策課）	2
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	（都市計画課）	2

【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	3
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程	（企業局施設課）	5

【教委規則】

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則	（学校企画課）	7
-------------------------	---------	---

【教委訓令】

職員の任免発令式の一部改正	（教育庁総務課）	7
教育職員の任免発令式の一部改正	（学校企画課）	10
市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式の一部改正	（ " ）	12

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定		13
-----------------------	--	----

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成28年7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月24日から12月22日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
9月5日から11月22日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

- (3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
大田市	9月6日	10時から16時まで	大田市役所
	9月7日	10時から15時30分まで	
	9月8日	10時から15時まで	
	9月9日	9時30分から14時30分まで	
	9月12日	10時30分から15時30分まで	
	9月13日	10時から15時まで	
	9月14日	9時30分から16時まで	
	9月15日	10時から15時30分まで	
美郷町	9月16日	10時から12時まで	美郷町役場
	9月26日	13時から15時30分まで	
	9月27日	10時から15時30分まで	
川本町	9月28日	10時から10時30分まで	川本町役場
	9月28日	13時30分から15時30分まで	
	9月29日	10時から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、安来市和田南土地区画整理組合理事長青戸守か

ら次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年 7 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 青戸 守 安来市黒井田町86番地
- 青戸 昇 安来市黒井田町368番地 1
- 岩田 栄助 安来市黒井田町371番地
- 青戸 猛虎 安来市黒井田町54番地
- 青戸 司 安来市黒井田町109番地
- 青戸 信雄 安来市黒井田町1891番地27
- 青戸 秀則 安来市黒井田町362番地
- 原 利幸 安来市黒井田町359番地

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 7 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第7号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1電気事業会計勘定科目表の資産の部中

	隠岐大峯山風力発電設備	共有者持分額（貸方）	
--	-------------	------------	--

を

	田井水力発電設備	共有者持分額（貸方）	
		土地	発電所用地 貯水用地 水路用地 道路用地 その他土地
		水源かん養林 建物	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 ブロック造 木造

		水路	えん堤 取水口 導水路 沈砂池 水槽 水圧管路 放水路 その他施設
		貯水池	えん堤 その他施設
		逆調整池	えん堤 その他施設
		機械装置	水車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉装置 屋外鉄構 自動制御装置 その他機械装置
		諸装置	通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 その他装置
		備品	車両運搬具 船舶 工具器具及び備品
		リース資産	
		リース資産減価償却累計額	
		無形固定資産	水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権 ダム使用权 電話加入権

			営業権 リース資産 その他無形固定資産
		減価償却累計額 共有者持分額（貸方）	
	隠岐大峯山風力発電設備		

に改める。

附 則

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 7月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 8 号

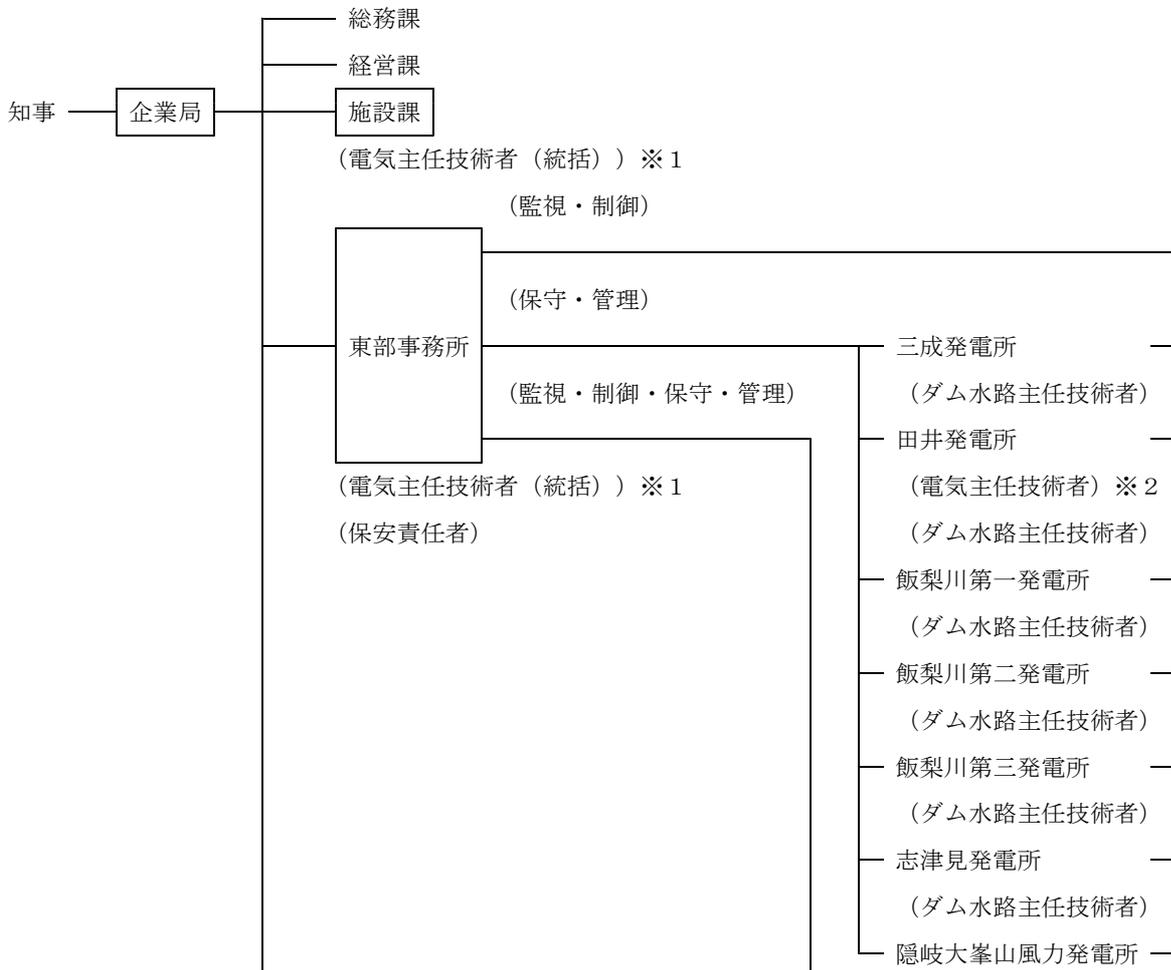
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

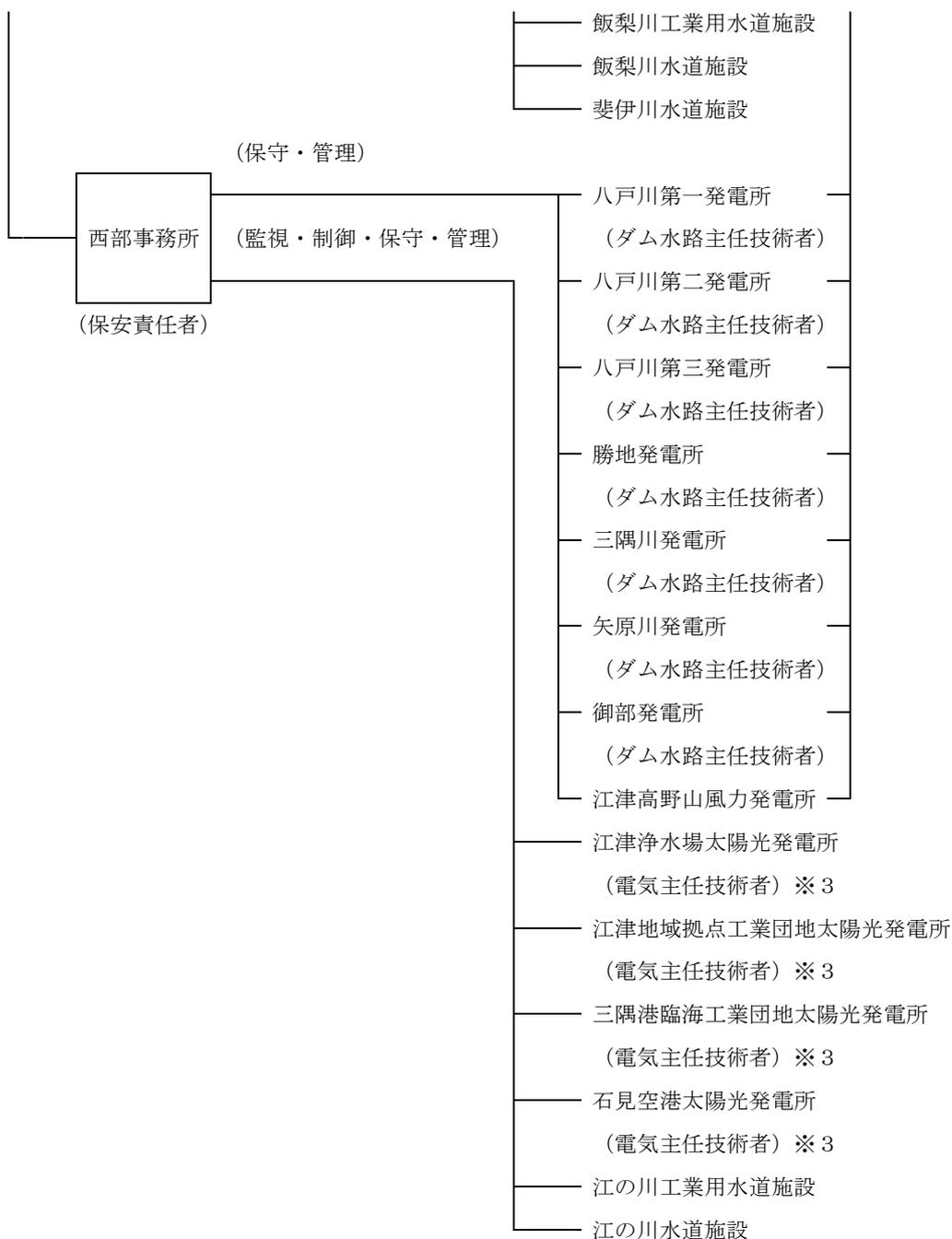
島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

保安管理組織





注 印は、保安関係組織を示す。

※1 電気主任技術者（統括）は、本局又は東部事務所に配置する。

※2 田井発電所の電気主任技術者は、東部事務所に配置する。

※3 太陽光発電所の電気主任技術者は、西部事務所に配置する。

別表第3電気工作物（水路工作物、風力発電設備及び太陽光発電設備を除く。）の項中「2週」を「1月（昭和時代に運転開始し、かつ、リニューアル未実施の発電所は2週）」に改め、同表送電設備の項中「3回/年」を「2回/年」に改め、同表の（注）中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 リニューアルとは、水車発電機更新を含む大規模改修工事をいう。

別表第4の（注）の3中「2から4まで」を「3から5まで」に改める。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月 29 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第16号

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第5号中

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

を

領 域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令**島根県教育委員会訓令第5号**

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7 月 29 日

別表第1のIの1を次のように改める。

1 採 用

(1) 役付職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局事務（技術）職員に任命する

（島根県公立教育センター事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立生涯学習推進施設事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立図書館事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立博物館事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立美術館事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立青少年社会教育施設事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立学校事務（技術）職員に任命する）

〇〇課長（〇〇〇長）に補する

（〇〇グループリーダー（〇〇〇〇〇〇長）に補する）

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

（注）職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）その他法令の規定に基づいて定められている職のうち別に定めるものについては「補する」とあるのは「命ずる」とする。以下同じ。

(2) 一般職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局事務（技術）職員に任命する

（島根県公立教育センター事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立生涯学習推進施設事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立図書館事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立博物館事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立美術館事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立青少年社会教育施設事務（技術）職員に任命する）

（島根県公立学校事務（技術）職員に任命する）

〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる

条件付採用期間	年	月	日から
	年	月	日まで

別表第1のIの2の(1)を次のように改める。

(1) 役付職員に昇任させる場合

島根県教育委員会事務局〇〇職員

氏 名

〇〇課長（〇〇〇長）に補する

（〇〇グループリーダー（〇〇〇〇〇〇長）に補する）

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

(注) 再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）については「に補する」とあるのは「（週〇〇時間勤務）に補する」とし、再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）については「〇〇職〇級とする」とあるのは「〇〇職〇級と〇号給を給する」とする。以下同じ。

別表第1のIの15の(1)を次のように改める。

(1) 再任用する場合

ア 役付職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局〇〇職員に任命する
 〇〇課長（〇〇〇長）に補する
 （〇〇グループリーダー（〇〇〇〇〇〇長）に補する）
 〇〇職〇級とする
 任期は 年 月 日までとする

イ 一般職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局〇〇職員に任命する
 〇〇に補する
 〇〇職〇級とする
 〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる
 任期は 年 月 日までとする

別表第1のIの15の(2)中「期間」を「任期」に改め、同表のIの15の(4)中「1週間当たりの通常の勤務時間を〇〇時間給料月額を〇〇円に変更する

に変更する」を「1週間当たりの通常の勤務時間を〇〇時間に変更する」に改め、同表のIの15の2の(1)を次のように改める。

(1) 任期付採用する場合

ア 役付職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局〇〇職員に任命する
 〇〇課長（〇〇〇長）に補する
 （〇〇グループリーダー（〇〇〇〇〇〇長）に補する）
 〇〇職〇級とする
 〇号給を給する
 任期は 年 月 日までとする

イ 一般職員の場合

氏 名

島根県教育委員会事務局〇〇職員に任命する
 〇〇に補する

〇〇職〇級とする

〇号給を給する

〇〇課（〇〇〇）勤務を命ずる

任期は 年 月 日までとする

{	条件付採用期間	年	月	日から
		年	月	日まで

附 則

この訓令は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

島根県教育委員会訓令第 6 号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7 月 29 日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

別表第 1（その 1）の 1(2)中「任用期間」を「任期」に改め、同表の 3(1)中「基づき」を「より」に改め、同表の 10(1)中「調整額」を「給料の調整額」に改め、同表の 16(1)並びに 17(1)及び(2)中「基づき」を「より」に改め、同表の 17(8)を次のように改める。

(8) 職務復帰

ア 育児休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

育児休業期間の満了により職務復帰した

イ 育児休業の承認の失効による場合

職 名 氏 名

育児休業の承認の失効により職務復帰した

ウ 育児休業の承認の取消しによる場合

職 名 氏 名

育児休業の承認の取消しにより職務復帰した

エ 大学院修学休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

大学院修学休業期間の満了により職務復帰した

オ 大学院修学休業の承認の失効による場合

職 名 氏 名

大学院修学休業の承認の失効により職務復帰した

カ 大学院修学休業の承認の取消しによる場合

職 名 氏 名

大学院修学休業の承認の取消しにより職務復帰した

キ 自己啓発等休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業期間の満了により職務復帰した

ク 自己啓発等休業の承認の失効による場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業の承認の失効により職務復帰した

ケ 自己啓発等休業の承認の取消しによる場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業の承認の取消しにより職務復帰した

コ 配偶者同行休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

配偶者同行休業期間の満了により職務復帰した

サ 配偶者同行休業の承認の失効による場合

職 名 氏 名

配偶者同行休業の承認の失効により職務復帰した

シ 配偶者同行休業の承認の取消しによる場合

職 名 氏 名

配偶者同行休業の承認の取消しにより職務復帰した

別表第1（その1）の18(1)ア中「基づき」を「より」に改め、同表の18(1)イ中「休職期間を ○○年○月○日まで更新する」を「休職の期間を ○○年○月○日まで更新する」に、「基づき」を「より」に改め、同表の18(2)、(3)及び(4)ア中「基づき」を「より」に改め、同表の18(4)イ中「休職期間を ○○年○月○日まで更新する」を「休職の期間を ○○年○月○日まで更新する」に改め、同表の19(1)中「基づき」を「より」に改め、同表の20中「基づき」を「より懲戒処分として」に改め、同表の22(1)中 「高等学校等教育職○級とする ○○円を給する」を「高等学校等教育職○級とする」に改め、同表の22(4)中 「1週間当たりの通常の勤務時間を○○時間に変更する 給料月額を○○円に変更する」を「1週間当たりの通常の勤務時間を○○時間に変更する」に改め、同表の25中「基づき」を「より」に改める。

別表第1（その2）の1(2)中「任用期間」を「任期」に改め、同表の3(1)中「基づき」を「より」に改め、同表の10(1)中「調整額」を「給料の調整額」に改め、同表の15(1)及び(2)中「基づき」を「より」に改め、同表の15(8)を次のように改める。

(8) 職務復帰

ア 育児休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

育児休業期間の満了により職務復帰した

イ 育児休業の承認の失効による場合

職 名 氏 名

育児休業の承認の失効により職務復帰した

ウ 育児休業の承認の取消しによる場合

職 名 氏 名

育児休業の承認の取消しにより職務復帰した

エ 大学院修学休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

大学院修学休業期間の満了により職務復帰した

オ 大学院修学休業の承認の失効による場合

職 名 氏 名

カ 大学院修学休業の承認の失効により職務復帰した
 大学院修学休業の承認の取消しによる場合

職 名 氏 名

キ 自己啓発等休業期間の満了により職務復帰した
 自己啓発等休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

ク 自己啓発等休業の承認の失効による場合
 自己啓発等休業の承認の失効による場合

職 名 氏 名

ケ 自己啓発等休業の承認の取消しによる場合
 自己啓発等休業の承認の取消しによる場合

職 名 氏 名

コ 配偶者同行休業期間の満了による場合
 配偶者同行休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

サ 配偶者同行休業の承認の失効による場合
 配偶者同行休業の承認の失効による場合

職 名 氏 名

シ 配偶者同行休業の承認の取消しによる場合
 配偶者同行休業の承認の取消しによる場合

職 名 氏 名

配偶者同行休業の承認の取消しにより職務復帰した

別表第1(その2)の16(1)ア中「基づき」を「より」に改め、同表の16(1)イ中「休職期間を ○○年○月○○日まで更新する」を「休職の期間を ○○年○月○○日まで更新する」に、「基づき」を「より」に改め、同表の16(2)、(3)及び(4)ア中「基づき」を「より」に改め、同表の16(4)イ中「休職期間を ○○年○月○○日まで更新する」を「休職の期間を ○○年○月○○日まで更新する」に改め、同表の17(1)中「基づき」を「より」に改め、同表の18中「基づき」を「より懲戒処分として」に改め、同表の20(1)中 「中学校及び小学校教育職○級とする ○○円を給する」を「中学校及び小学校教育職○級とする」に改め、同表の20(4)中 「1週間当たりの通常の勤務時間を○○時間に変更する 給料月額を○○円に変更する」を「1週間当たりの通常の勤務時間を○○時間に変更する」に改め、同表の23中「基づき」を「より」に改める。

別表第2更新の項及び別表第3更新の項中「任用期間」を「任期」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第7号

本 庁
 教育事務所

市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式(昭和61年島根県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

平成28年7月29日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

第2項中「次の各号に掲げる職」を「学校栄養士」に改め、同項各号を削り、第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第27号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、益田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年7月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
益田市立市民学習センター	益田市元町11番26号	平成28年7月11日
ふれあいホールみと	益田市美都町都茂1692番地甲	平成28年7月11日